



衆議院憲法調査会ニュース

H13.3.9 Vol.10

— 第 151 回 国会 —

発行：衆議院憲法調査会事務局

3月8日に、第3回の憲法調査会（通算22回目）が開かれました。

日本国憲法に関する件

（21世紀の日本のあるべき姿）

標記について、参考人からの意見聴取とそれに対する質疑が行われました。

参考人：孫 正義君
（ソフトバンク株式会社代表取締役社長）

質疑者

伊藤 達也君（自民）	細野 豪志君（民主）
小池百合子君（保守）	藤島 正之君（自由）
春名 真章君（共産）	大島 令子君（社民）
斉藤 鉄夫君（公明）	近藤 基彦君（21）

参考人の意見陳述の要旨及び参考人に対する質疑の概要は、それぞれ以下のとおりです。

孫正義参考人の意見陳述の要旨

はじめに

- ・人類は、「農業革命」、「産業革命」を経て、現在「情報革命」の時代にある。
- ・「情報革命」の時代において、プロセッサ（中央処理装置）の素子数の増加、脳型コンピュータの開発等によりコンピュータの能力が人間を超える可能性がある。機械に使われるのではなく、人間が機械を使いこなすことが大切である。
- ・アジアにおいて、高速インターネット網の整備が進んでいるが、この点において、日本は決定的に遅れており、規制緩和、競争の促進により、高速インターネット網を早急に整備すべきである。

21世紀の憲法

21世紀の憲法は、IT革命やグローバル化を前提として制定されるべきであり、その際には、以下の点が重要である。

- ・インターネットの普及に対応し、憲法に、情報に自由・平等にアクセスできるネット・アクセス権を規定するとともに、プライバシー保護の権利を保障すべきである。また、コンピューター・ウィルスやハッカーによるインターネットへの攻撃の危険が現実的なものとなっており、ネット・セキュリティの確立を図る必要がある。
- ・インターネットを活用した電子投票制度を導入し、大統領制のような国民が直接リーダーを選出する制度を実現すべきである。また、投票を事実上義務化し、18歳以上の国民に投票権を付与すべきで

ある。

- ・我が国は、国連軍のような集団安全保障に参加し、紛争の解決はそれに委ねるべきである。ただし、侵略を受けた場合の自衛権の行使は当然認められる。
- ・国連の安全保障理事会の常任理事国入りを果たしたり、世銀、IMF等を通じ、エネルギー問題や温暖化問題等の世界的な問題の解決に向け積極的なリーダーシップを発揮したりすることで、国際社会へ積極的に貢献すべきである。
- ・インターネット時代に対応するために、創造的な思考力を育成し、情報収集力を向上させるなど、教育の中身を改革すべきである。また、グローバル化に対応した英語教育を推進すべきである。
- ・将来の人口減少による経済の停滞が予想される中、我が国に役立つ人材を獲得するため、国籍取得の要件を緩和する等、積極的に移民の受入れを図っていくべきである。
- ・ベンチャー企業にも平等な機会を与えるため、いかなる独占企業も認めないことを憲法に明記すべきであり、独占禁止法の運用の徹底を図るべきである。

◎各委員からの質疑事項

伊藤 達也君（自民）

- ・IT戦略本部が発表した“e-Japan”計画をどのように評価しているか。
- ・規制の見直し及び市場独占の排除により、民間主導に基づく競争政策を体系化していくべきであると考えますが、いかがか。
- ・欧米とアジアとの思想的・歴史的背景の差違を考慮した上で、欧米におけるIT社会の在り方とアジアにおけるIT社会の在り方は、同質のものとするか、それとも、異なったものとするか。
- ・21世紀における憲法を考えるに当たって、基本原理として付け加えるべきものは何か。
- ・国際的にもIT社会が進展していく中で、韓国、アメリカ等との二国間関係の在り方について、どのように考えるか。

細野 豪志君（民主）

- ・IT革命を推進するに当たって、日本は、民間の競争に委ねるよりも官主導の立場に立っているように思うが、このような施策をどのように評価しているか。
- ・情報アクセス権やプライバシー権を憲法に明記することによって、どのような利点や効果があるか。また、IT問題は世界レベルでの問題で

4月16日、宮城県仙台市において地方公聴会が開催されます。

あるため、情報分野に係る国際法の制定等も視野に入れるべきと考えるが、いかがか。

- ・選挙運動に際してのインターネットの活用については、公職選挙法上、一定の規制がある。金のかからない選挙や政策等の広範囲にわたる伝播を実現するために、このような規制を撤廃すべきと考えるが、いかがか。
- ・国籍取得要件の緩和を実現した場合であっても、定住外国人に対する地方参政権の付与を図ることが必要であるとするが、いかがか。

小池 百合子君 (保守)

- ・参考人が、永住外国人に対して地方参政権を付与するよりも、国籍取得要件の緩和を優先すべきと主張する理由は何か。
- ・IT革命は国民の政治参加の態様にも変化をもたらすと考えるが、参考人は、今後、政治に何を期待するか。

藤島 正之君 (自由)

- ・IT社会を発展させるためには、まず、多くの規制を撤廃することが必要と考えるが、いかがか。
- ・ベンチャー企業を育成するためには、どのような資本市場の改革が必要と考えるか。また、ベンチャー企業に対する国の助成はどのようにあるべきか。
- ・コンピューター・ウイルス対策は一国で措置すれば済む問題ではなく、世界が共同して対策を講じる必要があると考えるが、いかがか。

春名 真章君 (共産)

- ・来年度のIT関係予算のほとんどが、地下に情報通信網を整備するための国土交通省所管の予算となっているが、これは有効な使い道と考えるか。
- ・今後、電子商取引等が活発になってくると、個人情報保護、消費者保護等が必要不可欠になってくると考えるが、いかがか。
- ・IT革命は雇用を創出する面がある一方で、効率性の向上により失業者の増加も懸念されるが、アメリカのようにこれを雇用の拡大に結び付けていくためには何をすべきか。

大島 令子君 (社民)

- ・参考人は、軍事力の行使に関しては日本は国連軍にのみ参加すべきとの考えだが、日本は軍隊を持つべきという立場なのか。
- ・IT技術を平和のために利用するにはどうすればいいか。
- ・裁量労働制の全面的な導入により、職場での長時間労働や賃金水準の低下が問題となっているが、このような状況について、参考人は、経営者としてどのような認識を持っているか。

斉藤 鉄夫君 (公明)

- ・IT技術の進歩により、機械が人間に取って代わる危険さえ予想されるが、生命倫理、情報倫理について何らかの対策が必要ではないか。
- ・IT社会の進展は、必然的に国民間のデジタル・デ

バイド(情報格差)を招来するが、それを是正する福祉政策をどのように講じればよいか。

- ・参考人は「大統領制」を主張しているが、国民が直接リーダーを選出できる制度であれば首相公選制のような制度でもよいという考えか。

近藤 基彦君 (21クラブ)

- ・インパク(インターネット博覧会)についてどう評価しているか。
- ・ITに関するインフラ整備は、官と民間のどちらが中心となって行うべきか。また、民間主導にすると、僻地では十分な整備がなされないのではないか。
- ・コンピューター・ウイルス対策やプライバシー保護対策を講じるには、ITに関する国際的な憲章を作り、それを踏まえて国内法制を整備することが必要ではないか。

デンマークの国会議長団が 憲法調査会を訪問

去る7日、綿貫衆議院議長の招請に基づき、3月5日から10日までの予定で訪日中のデンマーク王国国会議長団の副議長一行が、衆議院憲法調査会の委員と懇談しました。

出席者は、以下のとおりです。

【デンマーク側】

シモンセン第一副議長 (社会民主党)	グローヴェー第二副議長 (保守党)
アウケン第三副議長 (社会人民党)	ノースゴー第四副議長 (デンマーク国民党)

【日本側】

中山 太郎会長(自民)	鹿野 道彦幹事(民主)
葉梨 信行幹事(自民)	中川 正春幹事(民主)
斉藤 鉄夫幹事(公明)	藤島 正之委員(自由)
春名 真章委員(共産)	金子 哲夫委員(社民)
近藤 基彦委員(21クラブ)	

懇談では、日本社会の当面する諸問題等のほか、現在、両国で行われている憲法論議について、意見交換が行われました(以下は、発言の要旨)。

【中山会長】デンマーク国会副議長の皆様と懇談の機会を持つことができ、大変嬉しく思う。

憲法調査会は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うため、昨年1月に設置された。

日本国憲法は、連合国の占領下に制定されて以来、50有余年が経過しているが、この間改正は行われていない。この間、内外の諸情勢は大きく変貌を遂げている。新世紀を迎え、国会として、国民生活の安定向上を図り、国際社会における一層の役割を果たせるよう、全国的見地に立って我が国の在り方について調査、検討を進めているところである。

貴国においても、憲法について様々な論議があると伺っており、今回の懇談が両国にとって、お互いの憲法論議の一助となれば幸いである。

4月16日、宮城県仙台市において地方公聴会が開催されます。

【シモンセン第一副議長】デンマークでは、1999年に民主憲法制定150周年を迎えた。その際、現憲法(1953年に最後の改正)が現在の社会に合致しているのかが問われた。これまで国会は憲法改正にあまり前向きではなかったが、これを機会に「憲法改正が必要か、必要な場合、どういう改正が必要か」を議論する作業部会を設けることとした。

デンマーク憲法の改正は、同一の改正案を総選挙を挟んだ二度の国会で可決した上で、さらに、それを国民投票に付して投票総数の過半数で、かつ、有権者の40%を超える賛成を得る必要があり、極めて硬質な改正手続である。したがって、憲法改正には十分な準備が必要である。特に国民のこの議論への参加は不可欠だ。何故なら、国民が望まない改正などあり得ないからである。なお、デンマークにおける憲法改正の論点は、①人権、②環境、③国教会の取扱いの3点であるが、議会で議席を持つ各政党の憲法改正に対する態度は、現在のところ反対派から推進派までまちまちである。

さて、デンマーク議会は、まず、国民各層からなるメンバーで構成する諮問会議を設け、様々なアイデアを出してもらった。現在、次の段階として、一般国民による討議を行っている。なお、これには様々な分野で活躍しているNGOに参加を打診し、このほど了解を得たところである。

今回、日本の衆議院憲法調査会の主要メンバーとお会いでき、大変嬉しく思う。日本では、これまで約1年余の議論を重ねてきたということであるが、その経緯等を伺いたい。

【中山会長】憲法調査会の目的は、日本国憲法について広範かつ総合的に調査を行うことにある。また、その調査期間は、5年とされている。

我が国は、1945年8月、第二次世界大戦に敗れ、ポツダム宣言を受諾し、マッカーサー元帥率いるGHQの統治下に入った。その年の9月から10月にかけて日本側の手による憲法草案の作成が始まった。しかし1946年2月、日本政府原案とされるものが新聞にスクープされ、その内容に不満を持ったマ元帥は、GHQ内部に憲法草案作成グループを組織した。そして、GHQによる草案は10日間で作成され、日本政府に伝えられた。

この間、1945年12月に衆議院は解散され、1946年早々には、天皇の人間宣言が出され、また、公職追放令が出されて戦争協力者の公職からの追放が行われる中で、GHQ草案をもとにした政府草案が発表された。こうした経緯が、後に、「押しつけ憲法」論を生む温床となった。

1946年4月に総選挙が行われ、旧憲法の手続にのっとり政府から提出された帝国憲法改正案の審議は6月から始まり、11月には条文が確定し、公布されたのである。

1951年、我が国は、サンフランシスコにて講和条約を締結して独立し、また、1956年には国連に加盟した。これをきっかけに自衛権をめぐる論争が起きることとなった。

国内においては、憲法の「平和主義」、「男女同権」、「普通選挙」は、広く国民に受け入れられ、また、二院制を堅持して今日に至っている。

さて、日本国憲法は、その前文で平和主義の理想を謳い、9条で戦争放棄について具体的に規定している。この理念は、すばらしいものであるが、現実にはいろいろな問題が起こった。

一つは湾岸戦争である。あの時、我が国は医薬品等の物資援助と110億ドルの財政支援に止まった。戦争終了後、ペルシャ湾の公海上で海上自衛隊が機雷除去を行ったが、政府の説明によれば、「機雷の掃海は、戦争終了後に行うものであり、我が国を含む一般船舶の航行の安全を守るため、憲法に違反しない」というものであった。

もう一つは北朝鮮のミサイルが我が国領空を通過し、また、スパイ船が我が国の領海を侵犯した事件である。

こうした事件を通じて、日本の安全保障の在り方についての議論が起きたのである。

昨年9月に、我々は、ドイツ、スイス、イタリア、フランス及びフィンランド5か国の憲法について海外調査を行った。この調査で学んだことは、これらの国の中に①憲法裁判所、②国民の国家防衛義務、③情報アクセス権、④生命倫理に関する規定を憲法に設けている国があることであった。

最後に、我々は、最初に憲法改正の是非を結論づけてから調査するのではなく、「21世紀の日本はいかにあるべきか」を考え、そのために憲法はいかにあるべきかを調査してまいりたいと思っている。

【シモンセン第一副議長】丁寧なご説明に感謝する。日本の憲法調査が広範であり、また、時間のかかるものであると感じた。その中で、「改正の是非を結論づけてから調査しているのではない」と伺って大変嬉しく思う。

9条の論議については、我々も注目している。また、中国や韓国など日本の近隣諸国も注目していることと思う。

【中山会長】その件について、私は、憲法調査会会長に就任した際、①個人の人権は尊重する、②デモクラシーは堅持する、③再び侵略国家とはならない、と宣言した。特に、③は、先の戦争の被害国の国民に向けてのメッセージでもある。

【シモンセン第一副議長】(中山会長の発言に大きくうなずく。)憲法論議においては、日本でもデンマークが行っているような国民間のディベートが重要であると思う。その点について、どのような取組みがなされているのか。

【中山会長】マスコミによる自主的な取組みは既に行われている。国民との意見交換については、手始めとして、来月に地方公聴会を予定している。

我が国の憲法改正は、国会での特別多数による可決に加え、デンマークと同じように国民投票を必要とする。つまりは国民が中心であり、国民の声を聴くことは大変重要である。

憲法調査会では、国民への情報公開の一環として、インターネットを用いた情報発信に努めている。

【シモンセン第一副議長】お互い憲法論議が今後も時間をかけてなされていくものと思う。今度は、是非デンマークにおこしいただき、議論の続きを願いたい。

【中山会長】ご招待ありがたく思う。

4月16日、宮城県仙台市において地方公聴会が開催されます。

憲法調査会の今後の予定

今後の調査日程は、以下のとおりです。

日本国憲法に関する件 (21世紀の日本のあるべき姿)

日付	開会時刻	参考人等
H13.3.22 (木)	午前 9:00	学習院大学教授 坂本多加雄君
	午後 2:00	東京大学教授 姜尚中君
H13.4.16 (月)	午後 1:00	地方公聴会(宮城県仙台市)
H13.4.26 (木)	未定	憲法記念日を迎えるに当たっての自由討議
H13.5.17 (木)	未定	調整中

諸般の事情により変更となる場合があります。

【傍聴】

申込方法：封書(1人1通に限ります。)

宛先：意見陳述の申込み先と同じ

必要事項：①封筒の表に「宮城県傍聴希望」と記載、
②宛先及び郵便番号を明記の上、80円切手を貼った返信用封筒(長型4号程度)を同封

締切：H13.3.22(木)(必着)

※申込み多数の場合、抽選とさせていただきます。

※開催日の1週間前頃までに、傍聴者に選ばれた方には傍聴券を、抽選にもれた方にはその旨を記載した文書を郵送いたします。

※当日は、必ず傍聴券をご持参下さい。

[問合せ先] 衆議院憲法調査会事務局
03(3581)5563(直通)
03(3581)5111(代表)
内線2701又は2715

地方公聴会 意見陳述者及び傍聴者の募集

衆議院憲法調査会は、憲法について広く国民の声を聴く一環として、第1回の地方公聴会を宮城県において開催いたします。

地方公聴会の日時及び場所は以下のとおりです。

日時：平成13年4月16日(月) 午後1時～
場所：宮城県仙台市 ホテル仙台プラザ

各会派からの推薦に加え、東北6県在住の一般の方からの意見陳述者を公募いたしております。

意見陳述を希望される方、また、傍聴を希望される方は、以下の要領で申し込み願います。

【意見陳述】

申込方法：封書又は電子メール

宛先：〒100-8960

東京都千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会事務局 気付

憲法調査会会長宛

E-mail: kenpou@shugiin.go.jp

必要事項：①住所、②氏名(ふりがな)、③年齢、④性別、⑤職業、⑥電話番号、⑦日本国憲法についての意見の概要(意見を述べようとする理由及び具体的事項を800字以内)、⑧「宮城県公述希望」の旨の記載

締切：H13.3.22(木)(必着)

※傍聴も希望する方は、別途お申し込み下さい。

※意見陳述者に選ばれた方には、開催日の1週間前頃までにご連絡いたします。

※意見陳述者に選ばれた方以外の応募者の意見書を公表することや、個々の意見に直接回答することはいたしません。

意見窓口「憲法のひろば」

憲法調査会は、昨年2月より、憲法について広く国民の声を聴くための意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

◎これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：985件(3/8現在)
- ・媒体別内訳

葉書	620	封書	176
FAX	91	E-mail	98

・分野別内訳

前文	27	天皇	47
戦争放棄	671	権利・義務	46
国会	24	内閣	23
司法	6	財政	9
地方自治	8	改正規定	6
最高法規	6	その他	626

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875

E-mail kenpou@shugiin.go.jp

郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1

衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係

いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

正誤 2月23日発行の『衆議院憲法調査会ニュース Vol.9』1ページ右側最終行中、「収集改正」は、「収集解析」の誤りにつき訂正願います。

4月16日、宮城県仙台市において地方公聴会が開催されます。